

ISSN 0563-8461

東水試出版物通刊 No. 328

調査研究要報 No. 174

伊豆大島漁業史料

I 伊豆大島における漁業の沿革 (その創始から現代まで)

昭和59年3月

東京都水産試験場

目 次

はしがき	1
1 江戸時代初期～正徳時代	2
2 享保～享和時代	3
3 文化文政時代	4
4 天保時代	6
5 弘化～慶応時代	10
6 明治時代	11
7 大正～昭和時代	17
あとがき	28

編纂担当者

東京都水産試験場大島分場 主任研究員 小西尚男

は し が き

近年における伊豆大島の漁業実態は、地理的、社会的、経済的な面から資源の減少、規模の零細、海況異変、他県船との競合、若年労働力の不足等の悪条件が重なり、漁業経営の前途はきびしく、漁業従事者の所得水準は日本の漁村全般にみられる傾向と同じく、依然として都市勤労者と比べて低位にある。

このような状況のなかであって、大島における漁業振興施策として、生産基盤を整備して漁業経営及び漁家経済の安定向上を図るため、昭和41年度から4ケ年間第1次沿岸漁業改善事業が行なわれ、諸施設（製氷冷蔵庫、蓄養池、油タンク、荷さばき所、通信機、倉庫等）の整備とともに漁船も多数建造された。これと併行して大島周辺漁場の综合利用と漁場生産力を維持発展させるため、まず漁業制度上の問題点を抜本的に改正する必要が望まれていたところ、幸いにも関係者の努力によって漁業権の全島一本化の方針が打出され、昭和48年9月1日から第1種（いせえび、採貝、採そう漁業）及び第2種（寄網、刺網漁業）共同漁業権として、全島共有で免許をうけ、大島周辺一円で漁業が営むことができる態勢となった。これは大島における漁業制度上からみると全く画期的なもので、歴史的に大きな意義があったといえよう。次いで、昭和52年度から4ケ年間の第2次沿岸漁業構造改善事業により、通信及び種苗供給施設が設置されたが、更に昭和57年度から新沿岸漁業構造改善事業が4ケ年計画で実施されている。

そこで、この機会を利用して大島における古代から現代に至る漁業型態が、島という特殊条件のもとでどのような経過をたどったかを知ることが今後の漁業のあり方を検討してゆくうえからも極めて重要であろうと考えられたので漁業の変遷について種々調査したところ若干の知見を得ることができたので「伊豆大島漁業史料」としてとりまとめた。

もとより限られた時間と少ない資料から、その全容を調査することは到底不可能であり、不備や疎漏はまぬがれないので、これからも時間をかけて資料を収集して更に正確を期したいと考えている。この調査報告がいろいろな面で関係各位のご参考になれば幸いである。

この報告書の編纂にあたり有益な示唆と助言を與えられた東京都水産試験場長塩屋照雄、同大島分場長三村哲夫氏ならびに多大なご協力をいただいた大島町泉津；山口小太郎氏、岡田；大沼藤雄氏、元町；川村福治氏、野増；村松繁治氏、差木地、故小林富男氏、向山茂男氏、波浮港、榑原純男氏に対し深甚の謝意を表する次第である。

伊豆大島における漁業の沿革（その創始から現代まで）

大島における先住民族は縄文、弥生時代から住みついていたことが知られているが、古墳、有史時代を経て奈良、平安、鎌倉時代は三原山の噴火の歴史に終始していたようである。七島貢租は室町時代（1,400～1,570）から行なわれ、主として塩と干魚が考えられ、貞享の頃（1,687）まで現物で上納された。魚類として鯨、たかべ、鰹、鯖が主で貝類はさざえ、あわび、その他いせえび等であった。昭和25年頃と記憶するが、土地の古老から「大島のクサヤは300年の伝統を誇る」と聞いたが300年前に「クサヤ」があったとすると、これを逆算すると正保年間（1,644～1,647）に当るが、室町時代から乾魚が現物で上納されていることから、あながち誇張でもなさそうである。

記録の明確な江戸時代から現代に至る大島の漁業の沿革について漁業制度、輸送手段の改革、封建的な社会支配時代の打破、技術の革新という観点を重点に時系列的の整理をして、以下1. 江戸時代初期～正徳時代（1,596～1,715）2. 享保～享和時代（1,716～1,803）3. 文化、文政時代（1,804～1,829）4. 天保時代（1,830～1,846）5. 弘化～慶応時代（1,847～1,867）6. 明治時代（1,868～1,911）7. 大正～昭和時代（1,912～1,980）の7期に大別して記述することにした。

1. 江戸時代初期～正徳時代（1,596～1,715）

大島における漁業の先駆けと思われるものとして、慶安5年（1,652）に船持ち（漁舟）岡田村9名、新島村（現在の元町）33名の記録がみられる。江戸時代の初期は相次いで三原山の噴火惨害、流人の取締、内地船及び人の渡来禁止、島民の出島抑圧という状況のもとに、制度上では由来新島村及び岡田村を「浦方」、野増、差木地、泉津の3村を「窯方」と称し、「浦方」は漁業権、生産物輸送の交易権、廻船株の取得権を独占的に行使する慣行をもち、公儀もこれを認めて司政に当った。一方、「窯方」は年貢の財源となる塩と薪の生産に専ら従事した。

天和4年（1,683）～元禄3年（1,690）には、三原山の大噴火に伴なり地震や津波によって連続して被害が続出し、元禄16年（1,703）には津波の発生によって漁船60隻余が被災し、波浮港が海に通じた。また、正徳2年（1,712）岡田村では鱈網漁の際「海猴」（アシカ）に網を破られるため鉄砲を調達したという記録もある。

この頃は江戸幕府の庄政により年貢の強制取立てが行なわれ、米を物納する八丈島を除いて、大島、新島、神津島、三宅島の4島は製塩を命ぜられ、年間割当量は5,200袋（1袋3斗5升入、大島2,208、175、新島1,513、260、神津島303,000、三宅島995,000袋）に及ぶ大量の塩年貢を上納し、貞享の頃まで山菜、魚介類も現物で納貢した。当時としては各島とも年貢の完納は並大抵のことではなかったことであろう。しかし元禄3年（1,690）には塩60俵を1両として金納に改められた。この制度は享保6年（1,721）まで続いたが製塩という水産加

工業がこの間大島を含めて各島に定着していたことになる。(天和3年(1683)から「窯方」に対し、米839袋3斗余を御救米として支給された。その後増減があったが、延享5年20石5斗8升3合と定高支給となり「浦、窯方」両者が平等に受け、この制度が明治、大正期までの前後240年余にわたって続いたのである。)現在海岸の処々に大島の塩釜タキ(差木地)、式根島の釜ノ下、神津島の釜ヶ下、三宅島の釜瀉、釜ノ下などの地名が残っており、当時の名残りを留めている。また、大島や新島では昭和初期まで浜部に塩釜の跡がみられたという。享保8年(1723)に至り、上納金はその年により島内産の竹、薪と魚、貝、藻類(鰹、鯨、鱈、さざえ、あわび、いせえび、てんぐさ)を江戸や下田に売却し、仕切金の0.7~1.0%を運上金(年貢以外の雑税)として納め、更に明治3年(1766)貢加金(手数料)も加わった。いわゆる「生さず、殺さず」「百姓と胡麻の油は絞れば絞るほど出る」というのはこれである。

2. 享保~享和時代(1716~1803)

享保6年江戸売海産物(6)として、海苔55万枚程、鱈96,000程、栄螺10,500程、海老1,500ばい、鮑960貝程、翌7年は海苔50万枚、鱈97,600、栄螺1,100貝、海老3,000程、鮑720の記録があり、塩年貢が魚貝藻の運上金に改められた享保8年(1723)には干物の原料となるが初見される。翌9年岡田村で「むろ」「たかべ」の干物がつくられており、その後延享4年(1747)に江戸売海産物として記録されている。続いて宝歴3年(1753)に干物を江戸に積出している。明和、安永、天明(1765~1783)には鰹、鯨、鱈、鯖、さざえ、いせえび、てんぐさ、ひろめ、はんば等を盛んに江戸に出荷している。この頃の漁獲手段は「てんとう船」(小漁舟)を使用して一本釣や簡単な棒受網(抄網)で漁獲したようである。前述のごとく元禄16年の大地震で波浮港が海に通じて100年を経過した寛政12年(1800)に秋広平六によって波浮港が開港した。平六はその功によって漁船による漁業を許可され、さらに天保6年廻船建造も許可された。

室町(1338~1575)、安土~桃山時代(1576~1600)は勿論のこと、江戸幕府300年の歴史のなかで、大島(伊豆七島)では産物一切の自由販売は禁制となっており、享保年間(1716~1736)及び寛政年間(1789~1800)には勘定奉行によって厳重な再確認が行なわれ、沖売りや他所売りは堅く止められ、漁獲物の処理については、江戸の「島役所」の手を経て販売する以外方法がなかったわけである。しかし、豊漁の時などは遠距離と遅速による鮮度不良のため買い叩かれ、天候不良の場合は腐敗のため、全然商品価値がなかったことも稀ではなかった。従って、止むを得ず干魚や節、塩物(塩蔵)に製造して、廻船に積んだ薪の上荷として出荷したわけである。

この時代は塩年貢が薪や海産物に変わったことから、漁業はそれぞれ独自の発達を遂げ、海産物を盛んに江戸に積出し、相対的に安定を得た時代といえよう。

3. 文化～文政時代（1804～1829）

近世の文化～文政時代は押送船の出現による運搬手段（輸送）が改革されたことから、漁業も著しく進歩発展して島民経済が充実し、従来の林業（薪）の生産から水産業に一転して一大産業革命をもたらした。封建的漁業が体系的に爛熟した。すなわち、文化12年江戸品川五十集（魚）問屋佃屋吉左エ門は、大島の豊漁に着目してこれを一手に買占めることを計画し、自己所有の快速押送船（小早船）を利用して大島海域に出買い渡航した。乗子はすべて大島の漁民を雇入れ、迅速に鮮魚を江戸に持込もうと目算を立てたわけである。当時、漁民はこの出買船以外に積込むことを厳禁されていた。大島（新島村）においては文化13年5月、名主と年寄、船持、船頭が協議し、佃屋と条件付で契約が成立した。同年8月7日試しにはあったが鮮魚を満載した押送船（快速鮮魚運搬船、7-8丁櫓）の第1船が出帆し、出荷方法に大成功を収めた。これは大島の漁業史上特筆すべき事業であった。この押送船の利用は生産地と消費地直結の販路開拓であることから漁具、漁法、加工に至る一連の水産業が改良、進歩発展し盛況を極めた。嘉永時代には佃屋は伊豆、房川からも備船して11隻の押送船を使用するようになった。この制度は慶応4年まで続いた。文化14年の記録によると御普請役山田忠兵衛、杉庄兵衛手代佐藤東平両人が取締りとして来島し、漁業の実地指導を行ない数ヶ月滞在して監視した。「鯉は大漁船で釣り上げ、鯉、鯖、鰯はぼうけ網で捕え、魚群が地方に近づくば地曳網で漁獲し、これらの漁がなければ鱒網と四隻張を活用し、3～4月頃ともなれば下げ縄で角目鮫を釣り、海岸には網を懸け海老を取り上げ、鮑、米螺等は海士をもって取上げている。鯨、鯖、鱒等の漁法を伝受するため毎日海岸に出て見張りを続けたが、鯨は一切見えず、鯖、鱒も見えたが1群か2群しか集まらないので、操業するには至らなかった……」と。このように公儀においても、たとえそれが徴税の手段であっても実地指導に努めたことがわかる。文化時代から180余年も経過した現在の漁業型態から比較すると、漁具漁法も殆ど原則的に大差ないことは甚だ興味深い。文政10年の記録によると漁業は鯉、鯉、鱒が主体をなしており、当時の乗子と稼代[※]の概要は次のとおりである。

- ※
- 1) 鯉漁海士船 15人乗り。ほかに子供5人（中小供3人、子供2人）乗りの大船。
 - 2) 鯉漁5丁立船 8人 " " 3人（ " 2人、 " 1人） " 小船。
 - 3) 鯉漁海士船 13人乗り。ほかに子供4人（中子供2人、子供2人）乗りの大船。
 - 4) 鯉漁5丁立船 7人 " (" 1人)。
 - 5) 鱒船漁船4隻 乗組員12人（1隻3人、子供なし）。

(1)と(3)の大船には「扁立」（船長）と「ともこぎ」（次席）の2役、(2)と(4)は「扁立」のみ、(5)の中の1隻には「頭扁立」が乗り、他の3隻にはそれぞれ「扁立」がいる。

1) 鯉漁海士船

※子供は男子11才から、中子供は16才まで（子供と中子供の年齢区分は不明）

代；利益の配分率

船1隻	4代		
網1伏	3代(うち0.5代を網世話賃に扁立に渡す)実質2.5代		
釣道具	1代		
扁立	1.5代+0.5代=2代+世話代=3代		
ともこぎ	1.5代+世話代0.5代=2代		
漁夫(13人)	1人1.5代+増代0.25=1.75代	計2.275代	
中子供(3人)	1人1.0代	計3代	
小供	1人0.5代	計1代	合計3.925代
2) 鯉5丁立船			
船1隻	3代		
網1伏	3代(うち0.5代は網世話賃として扁立に渡す)実質2.5代		
釣道具	1代		
扁立	3代(1.5代+世話代1.0代、網世話賃の0.5代)		
漁夫(6人)	1人1.5代+増代0.25代=1.75代×6人=10.5代		
中小供	1.0代×2人=2.0代		
子供(1人)	0.5代		合計2.5代
3) 鯉5丁立船			
船1隻	2代		
網1伏	3代(うち0.5代を扁立に渡す)実質2.5代		
扁立	1.5代+0.5代=2.0代		
漁夫(6人)	1人1.0代+増代0.25=1.25代×6人=7.5代		
中小供	0.5代		合計1.40代
4) 鱧網漁船 4隻			
船4隻	1隻1.5代×4隻6.0代		
網1伏	2.6代(漁船4隻、乗組員12人惣持)		
頭扁立(1人)	2.5代		
扁立(3人)	2.0代×3人=6.0代		
漁夫(8人)	1.5代×8人=12.0代		合計5.25代

以上のように各船とも、船や網代の資本代に比べ、扁立やともこぎ等の役代(労働力)の方が比較的優遇されていることから、船持ちは貢祖を負いながら漁夫の労働強化と生活保障を配慮したことがうかがわれる。

当時、大島で使用された船の名称は次のとおりである。

- 1) 親船 廻船の別名、250石～500石位、往航は薪と魚貝、復航は食糧と日用品・帆走。

- 2) 伍大カ トウカイ又は板ミヨシとも呼ぶ。廻船の小型のもので80石積位。帆走。
- 3) 押送船 当初は小形の小早船であったが、後年20～30石積の大形となり、これを「ママヨ」と呼んだ。押送りは4～5人乗りの帆走槽船で、魚貝類専用運搬船である。「ママヨ」は薪も積んだ。
- 4) ヤンノウ 縄船ともいう。10～20人乗りの延縄、はえ縄、鯉釣りを主体とする。
- 5) 鯉船 ヤンノウより小型で12人乗り鯉釣りを主体とする。
- 6) ボーク船 10人前後乗組み鯉や鱈を漁獲する。
- 7) テントウ ボーク船の小型のもの
- 8) 小揚船 廻船の積荷の際縄をたぐって荷運びに使用する。
- 9) カッコウ 小揚船の小型のもの。小揚船とともに漁労に使用することは禁ぜられていた。
- 10) テンマ 廻船と連絡用の小舟、櫓1～2丁

4. 天保時代(1830～1846)

文化～文政時代の「浦方」には押送船の出現によって、多大の経済効果をもたらされた反面「窯方」は廻船や漁船を所持することが出来なかった体制にあったことから、この封建的な社会支配体制打破の気運が盛り、漁業権の獲得抗争が行なわれた。すなわち1) 天保末期における差木地村の藤内と2) 天保9年～安政2年の17年にわたる野増村の長四郎の両事件である。その概要は次のとおりである。

1) 藤内事件

差木地村における漁業権獲得運動は、天保9年12月28日付の公文書以前にも島役戸や羽倉代官に直接漁船及び廻船持立を願い出ているが、いずれも差戻しとなっている同年11月に藤内と松兵衛の両人は、病気養生を理由に江戸へ出て、用意の願書を代官役所へ提出したが、書類不備のため止むなく帰島して、更に書類を整備して12月両人は出府し、12月28日付で両役所すなわち代官役所と島会所へ提出した。当時「窯方」差木地村の当面の問題は土地の減少、人口の増加、噴火の災害、食糧難の4点で、この窮状に加え、天保の全国的飢饉であった。この窮状から村人を救う道は、従来の新の生産と併せ漁船を建造して魚類を多獲し、獲った魚を干物にして廻船で江戸の集会所へ積出し、米や雑穀に替えて食糧を増すようにしようと考えたわけである。現地にある村役人らは村民の窮状を訴え、その救済策として漁業権獲得運動に身命を賭けたのである。

差木地村から提出された公式文書は、天保9年から同12年までの3ヶ年間に30通に及んだ。すなわち代官所14通、勘定奉行11通、老中に愁訴(駕籠訴)1通、島方会所1通、議定書1通、為取替書2通となっている。これは伊豆諸島における江戸期最大の封建制打破の住民運動であったわけで、その経過は次のとおりである。

天保 9年12月28日 塩入役河野松兵エ、百姓総代小坂藤内、羽倉代官に自村の苦境を陳情し漁船所持を願ひ出たが、新規不許可と却下（訴訟の提起）

天保10年 2月 晦日 内藤隼人正（勘定奉行）に御駕籠訴を行なう。添翰なく取上げられず。止むなく滞留、3度伺うも説論され、願上げは取上げられず。

天保10年 3月14日 老中水野越前守忠邦に駕籠訴を行なう。御白州入り。宿下げ。

天保11年中 内藤隼人正は老中の内意を受けて事件の最終的解決をはかる。
漁船3隻建造許可内意

天保11年10月14日 藤内は手鎖の刑に処せられる。葦山代官所に入牢、松兵エは病気のため12月27日出牢、藤内及び清兵エは天保12年2月16日御赦免、83日間の牢入り。

天保12年 正月 隼人正の和解条件に見解の相違を来たし、新島村と差木地村の大乱闘。

天保12年 9月 両村は証文を取交し、4ヶ年にわたる紛争は解決。

資料編3に差木地村における漁業権獲得運動の願上文を掲げたので参照されたい。

「差木地村漁業組合沿革史草案 前編⁽¹⁾」によると、天保13年漁船建造の許可をうけて権次郎丸、伝五郎丸、長吉丸が自費建造され、鯉樺受網漁業を開始、更に5年を経過した弘化2年松兵エ丸、清兵エ丸の2隻を新造し計5隻で操業し押送船（伝五郎丸）も建造された。更に嘉永年間11隻を建造し合計16隻を数えた。天保～弘和～嘉永時代に至る10数年間は豊漁が続き、1日3回位の満船状態で他国から傭人する盛況で、深更まで鯉の加工（干魚）に追れる有様であった。このような豊漁は文久～元治（1861～1864）年代も引続いた。しかし、明治元年～3年まで不漁が続いたが、同4年夏頃から再び豊漁となった」……と。

一方、「伊豆諸島の塩と生活」によると、天保12年差木地村は、漁船3隻を所持しているが、さらに明治6年6月、新島、岡田両村を相手として足柄縣へ漁船12隻持立方を出訴していたところ、扱人が入り示談内済が成立しその為取替規定書が残っている。かくのごとく明治期に入ってもなお海方の漁業権は先規として残り、山方村の漁船持立は自由でなかったことが知れるのである。……一般に山方3ヶ村の漁業権は、明治になってすぐ解放されたように思われているが、事実は左様に簡単でなく、記録によると、天保12年に得た漁船3隻の船株のほか、さらに12隻と追加漁区も従前通り差木地村地先に限り、山地の代りに金子120円を新島、岡田両村に渡し、将来人口増加の場合は漁船、廻船ともに持立構いをしと決められたのである。

ここにおいて、天保9年以来の悲願が36年後に達成されたわけで」……と。

また、「伊豆大島要覽⁽⁸⁾」によれば、本島は配流地で在りました故か、新島、岡田の両村以外の村には船を造る事を絶対に許されませず（天保年間に差木地にて船を造ろうとしましたが、新島村で之れを拒みましたから、差木地の住民で藤内と申すものが当時の幕老水野越前守に駕籠訴を為まして漸く廻船1隻漁船3隻に限り塩辛船と申して製造することになりました）其替りに山

林の分配は人口に比較して多量（多くは荒廃した沙原等ではありますが）で、諸般の権利が少なからず其制限を受けておりました（今日各村が事毎に相融和しないのは其の反動とも見做されます）……と。

差木地村で、この頃使用した漁船は肩巾5尺7～8寸が標準であることから、現代の漁船積量測度にあてはめると巾は1.75mで約屯数は1.5屯になる。艀櫓1丁、両わき6丁計7丁、乗組員は8～11人であった。漁具は棒受網を使用し、網地は浦賀から購入した麻糸太（数値不明）、長さ16尋の網地を8反あわせ、向う縁7尋前縁7尋半、横縁を8尋に仕立てた。これより約30年前の文政10年「浦方」で使用した棒受網は向縁3尋、前縁5尋、横縁6尋に比べると相当大型化しており、従って漁獲量も増加したことであろう。鯉棒受網漁業は代打ち（利益の配分）は、漁船、網それぞれ7代、漁夫1.25代、百姓代（村費）1.0代、役代1.0代の割合で配分した。この制度は創業以来行なわれ、明治14～15年頃まで継続された。その後は船、網それぞれ6代、役代1.0代に変更された。運上金として棒受網1隻（株）に付1歩を上納し、明治5年この制度廃止まで徴収された。当時使用した用水は、弘化4年新村海岸に浜井戸を開設したが、これ以前は「川の尻」や「フジツケ場」（山藤を池につけ繊維を取出し縄として用いた）の岩の間隙から湧出する自然の溜水を使用し、豊漁時には加工用に多量の水を要したが、当時は僅かの水で不便を忍んだのである。従って製品は高級品ではなかったであろう。嘉永2年（1849）に至り天水堀井戸、余川水道及び現在の浜井戸が設けられ、用水の不便は遂次補われたのである。一方、この頃は村民の経済をも左右する重要な鯉棒受網漁業であることから、魚群の去来、滞留には意を用い、現在の「神の根」から「送信所下」に及ぶ7.2ヘクタールの魚付林の造成は、大正末期から昭和初期にかけて、漁業組合が己人から土地を買上げて保護してきたもので、冬期西風の防風林も兼ねて、大きいものではひとかかえもある見事な松林となっている。この松林も伐採しないという条件（自然保護の目的）で昭和48年～49年にわたって東京都に売却した。

2) 長四郎事件（新島村対野増村）

天保の頃から黒方部落は生活の困窮からその打開意識に目覚め、前述の藤内事件や波浮港の開港によって漁業権の取得がなされたこと等から、村間の経済較差が大きくなった。そこで野増村の長四郎は階級差別的体制を抜本的に打破し、生業の独立と自由を獲得するため全島支配の名主制度を改革し、各村自主の支配体制を樹立する運動に乗り出したのは天保10年（1839）である。その後10年身命を賭して斗い続け、遂に嘉永元年（1848）6月名主を公許された。しかしこれは行政自主権であって、経済自主権までは付随しなかったことから、再び長年の紛争が起り、陸上での実力行使は勿論のこと、いたましい血みどろの争が展開され、両村とも村政は破産に類し、村民は塗炭の苦しみにあえいだわけである。この紛争は嘉永2年（1849）から安政2年（1855）9月までの7年にわたって闘い続けられたが、ついに安政2年（1855）9月4日和解した。その結果野増村は基本的な人権と生活権を獲得したわけで、この代償として

700町歩にわたる山林を新島村に譲渡した。昭和49年9月1日付で行われた漁業権免許の切替えに際し「野増しや馬鹿見た御山をすてて、海の代価で苦勞する」という古老の言葉（言い伝え）を引用し、部落漁民の既得漁業権に対する執着は意外に強く、この考えは現在まで地区住民の心の中にわだかまっており、古い因縁がなかなか新しい考え方をとり入れがたくしている面を残しているのは見逃がせない事実である。そこで、漁業関係についてこの和解証文（現代文に解釈）を掲げ当時の状況を掘みたい。

- (1) 漁船新造の際の大きさは新島村と同様のこと、但し乗組員は1隻に付12人、男16才～65才までで、野増村住民に限る。内地船の入漁は禁止する。
- (2) 棒受網の仕立方、大きさは新島村と同様のこと。
- (3) 鰹漁は新島村と同様のこと。
- (4) 4隻張網、地曳網は操業しないこと。
- (5) 流し網、はみ縄は操業しないこと。
- (6) 海老網は新島村と同様のこと。
- (7) 休漁日は新島と同様毎月7日、20日、24日とする。
- (8) 押送船は2隻とする。但し、他の押送船は雇わないこと、又鮮魚の沖売りの場合は、新島村漁師へ随順すること。
- (9) 廻船は1隻とする。但し、野増村の荷物に限る。又、名儀貸しや売渡しはしないこと。

3) 泉津村と漁業権

泉津村も漁業権を獲得するために、村有山を“浦方”村に提供したと伝えられているが詳しい資料はない。慶応2年6月（1866）野増村の例に習って関係者による示談が成立したようで漁区、漁船、網等の種類については全く不明である。

以上のように天保～安政年間は大島の漁業史上特筆される紛争事件が起り、結果的にはそれぞれの部落に漁船が建造され、網漁業を主体として漁業が行なわれ、豊漁と相俟って盛況を極め、村財政は勿論のこと住民の経済的地位の向上に格段の進歩をもたらした。

しかしながら、大島周辺に好漁場が形成され豊漁が続いたことから、当然他国船による漁場侵犯が行われた。江川代官所に出訴した安政6年の記録によると、「波浮港村は立村当時から境海（界）を定めてその中で自由出漁を認めたが、波浮港を根拠地とする技術的にも優位を占める伊豆、相模、安房、上総の「はみ縄」漁船数百隻が入港、滞船し皿をみて、新島、岡田両村沖まで出漁し、夜縄や立縄を使用して操業するため、両村の漁獲量は著しく減少し、生活も難渋する有様で操業よりも追出しに精一杯で、多い時には数千隻に達しこれら漁船の出漁は止め難く、両村は申合せて夜縄は禁止しているにもかかわらず、昼夜を分たず操業する関係上乱獲による資源の減少により、島の漁業は退職を余儀なくされてしまう状態となった。また、港取締人である秋広平六は「鱸銭」と唱え

て1隻につき銭200文宛を請取り、広大な利益を得、元来、風待場として許され開穿したものを難風のため入船は格別なれど、利慾の為に諸国船を滞船させるはその意に副わないし、他国船は自国で夜縄を禁止されているので、自国操業不可能船が「臚銭」を払って入港する現況のため、この取締りを懇願する……。」と、このような実態は安政以前から行なわれていることで、当時の“浦方”の漁獲が急激に減少したことも、新島村が漁業権を解放（前記藤内、長四郎事件）した一因でもあったわけである。

5. 弘化～慶応時代（1847～1867）

「差木地漁業組合沿革史」⁽¹⁾によると、前述のとおり「藤内事件」が天保12年（1841）に、また「長四郎事件」は安政2年（1855）にそれぞれ解決したことから「鯨棒受網漁業によって相当の漁獲成績をあげ、連日出漁している。一方、弘化時代から嘉永時代も引続き好漁が続き盛況を呈した。弘化時代に入り差木地村船場が狭隘となり、海岸に假小屋を設けあるいは波浮港を利用する者が次第に多くなった。文久～元治時代（1861～1864）には益々漁業に進出する者が多くなり、遂に生魚の取扱い、鯨の仕上げ（加工）、出漁準備等一切の業務は假小屋や波浮港で行なっている。一方、他国船も同じく假小屋を設けて漁業に従事し、前海岸は繁栄の極に達した。差木地村の鯨棒受網漁業は創始以来嘉永、文久、元治時代と豊漁に恵ぐまれ相当の漁獲をあげたが、明治初年より一転して大不漁期に遭遇し大打撃を蒙った。そこで漁業者はこの打開策として縄船を兼業して辛じて事業を継続した。不漁期間は3～4年続いたが、明治4年頃から再び好漁となった……。」と、一方、弘化3年（1846）江川英竜代官の「伊豆七島巡見記録」⁽¹⁰⁾によると、「漁業は一般に不漁で島方一同難渋しており、漁獲は最近薄くなっている。従って生魚、鯨節、魚粕は少なく、干のり、ふのり、てんぐさも女性が少量取るにすぎない……。」と、これは当時の地役人から報告されたもので、天保以来“浦方”（新島岡田両村）が封建的に独占した漁業の既得権制度が崩壊し、反対に“窯方”（差木地、野増両村）が生産と行政権を得たことから、俄然生産意欲が高まり、伊豆伊東地方から多数の漁夫漁船を備って操業した関係上、“浦方”の漁業不振に反し、“窯方”が盛漁となったものである。安政6年3月鶏冠草を長崎を通じて輸出した。次に文久2年（1862）12月6日新島村の廻船（清兵エ丸）が出帆したが、3日後南東の風が西変して大西風となり三崎港入口で座礁、大破沈没した。この時の積荷は薪21,500束、塩鯖14樽、干魚15俵、この外伝言物として干魚12俵が記録されていることから、この時代も鯖やむろあじ、たかべ等が江戸に出荷されていたことが判る。岡田村では翌3年鯨4隻張網漁業は天保以来不漁であったが、近年、漁獲されてきたことから網作製資金の半額80両の借用を願出ている。操業は組合組織であったことが特徴であり、相当古い歴史を有していたが、現在では全く操業されていない。

1) 岡田、野増両村の漁業紛争

元治元年（1864）6月、野増村は「長四郎事件」で新島村との漁業権問題を解決して、新

島村と同様に大島周辺3里の海域を漁場として出漁することを認められたことから岡田沖合まで出漁したところ、同村より異議の申立て出訴があった。

(1) 岡田村の主張

天保の頃、差木地村は新島村との漁業権解決の際（藤内事件）、出漁はその村地先に限り操業を許されたのであるから、野増新島両村の解決も前例に従がい、野増村は自村地先海面に限り出漁を認められたものと解するのが妥当で、これを超えて岡田村まで出漁するのは不法越権である。

(2) 野増村の主張

さきに新島村との間に締結した漁業権に関する契約は、両村の入会操業を相互に確認したものである。したがって新島村漁船の出漁するところ、いずれなりと野増漁船が出漁することは当然である。のみならず野増村は差木地村の場合と異なり、勘定奉行本多加賀守役所において、新島村に対し広大な持山をその代償として割譲し、契約書にその漁場のことも立証している。

(3) 新島村の主張

岡田村がどのように申出ても、すでに奉行所において取決めたとおりであるから、今更いたしかたあるまい。

しかし、新島村名主忠三郎が仲介の労をとって代官所との間を往来し、慶応2年頃別段条件もなく和解になったようである。

6. 明治時代（1868～1911）

徳川時代の漁業制度は、前述のとおり特定の部落に独占的に利用する慣行をそのまま容認したが、基本的人権と生活権の擁護のため部落間や漁民の間に複雑な入漁紛争が生じていた。

明治時代に入ってから各村協定して旧時代の慣行をそのまま踏襲したが、なお「浦方」の漁業権は先規として残り、「窯方」村の漁船所持は自由ではなかった。前記のように差木地村は「藤内事件」で漁船3隻を所持していたが、さらに明治6年6月新島、岡田両村を相手として足柄縣へ漁船12隻持立方を出訴したところ、扱人が入り示談内済が成立した。これは12隻の建造を認め、漁区も従来どおり差木地地先に限り、山地の代りに金子120両を新島岡田村に渡し、将来人口増加の場合は漁船、廻船ともに持立て差支えなしと決められた。こうして磯付貝類、そう類を除いて入会操業を営み一増発展してきたが、明治8年2月大政官布達第23号でこれらの慣行や権利を一切否認する旨の布告を行ない、同年12月195号により捕魚採藻のため海区を所有したい者は、改めて管轄庁へ願出すべきものとされた。大島では明治9年5月まず波浮港村が、次いで新島、岡田両村、更に泉津村がそれぞれ広大な海区を主張する等、各村ともまちまちであったので、その都度書類を却下された。その後もお互に主張を繰返すのみで数年談合が調わない状況であった。しかし、明治11年10月18日大島の海面使用について、各村協議のうえ次のような決定をみた。

- 1) 各村とも明治11年10月18日より3年8ヶ月に限り、従前どおり漁業をいたすべきこと。
- 2) 新島、岡田、野増3村は従前どおり、いずれの地先を問わず勝手たるべきこと。
- 3) 差木地、波浮港、泉津3村は従前どおり、自村の海域のみで漁業いたすべきこと。
- 4) 右年限過ぎ去れば、6ヶ村ともいずれを論ぜず全域において操業勝手たるべきこと。
- 5) 各村海岸に付着する海藻類は、その村にて採取すること。

このような事情から考えると、一般に「察方」の漁業権は明治初期に自由操業となったように思われるが、上記のとおり差木地村は天保9年以来の悲願が36年後の明治15年6月ようやく達成されたわけである。明治19年6月東京府甲第55号布達漁業組合準則により明治21年11月20日差木地採藻組合が設立認可された。一方、同準則により明治33年9月13日大島漁業組合設立を申請し、同年12月27日認可をうけ、ここに始めて大島における漁業団体機関の成立をみるに至った。同34年2月25日新島、岡田、泉津、野増、差木地、波浮港各村に小組合を設け、さらに旧漁業法(明治34年)にもとづいて明治35年7月1日には各漁業組合に改組した。旧法の内容は(1) 漁業権を創設し(2) 漁業組合制度の明確化(3) 繁殖保護及び漁業取締りについての統一見解を設け、漁業制度の基礎を確立した。その後約9年を経過し、明治43年4月全面改正されて修正漁業法(第58号)として公布された。その改正目標は日本資本主義体制の確立によって、急速にその一環に編入された漁業経済の金融的裏打ちをすることにあった。その主要点は(1) 漁業権抵当(2) 入漁権の整備(3) 漁業組合の強化(4) 漁業取締りの強化に要約される。この改正部分が漁村経済への資金導入と、そのための漁業権の物権性の確立、漁業組合の経済団体化にあったといえよう。明治33年9月13日付設立認可申請、および同年1月27日付で認可された大島漁業組合の代表者、規約を資料編4に掲げたので参照されたい。

この規約により、各村に小組合が設けられ系統組織となった。その後明治34年4月13日漁業法(法第43号)が公布され、漁業組合の設立により漁業権が認められた。明治35年7月漁業法の実施に伴ない、各村小組合を改め漁業組合を組織し、各組合の統一連絡をはかるため順次当番組合を定めて事務事業を処理した。

従来から、大島における各漁業組合地先の貝藻類の採取は、その地先組合に委したが、魚族については従来の慣行により交互入会の漁場とし、共同の利益を図るため、漁業に関する一切の事項は各組合の協議が必要であったことから、事件の発生毎に当番組合の理事は他5組合の理事と会合して処理してきたが、必要経費の増大、協議事項の不成立が重なり直接漁民の生活と漁場の秩序に重大な関係があり、複雑な入漁紛争もあり旧法は、制度上とその運用面で実情に適さないことから、明治43年勅令第429号をもっていわゆる明治漁業法が公布された。

明治34年2月25日大島漁業組合同規約第4条により各村に小組合が設立されたりちでその代表的なものとして波浮港小組合の規約を資料編5に掲げた。

この規約は明治36年12月23日付で認可されたが「但第29条の漁業権は別に免許を受けた

る後に非ざれば其の効力を生ぜざる儀と心得べき」の条件付である。

明治36年1月22日海豚漁免許

〃 〃 6月11日大島6ヶ村漁業組合申合規約成る。

明治37年1月14日収入役廃止

明治40年7月1日大島各村港漁業入会に関する契約書成る。

明治41年10月30日左の通り漁業免許

石花菜漁業	石花菜	自3月1日至9月30日	
鹿角菜漁業	鹿角菜	同	
海苔漁業		自11月1日至翌年6月30日	
ぎんばそう漁業	ぎんばそう	自3月1日至9月30日	
鶏冠草漁業	鶏冠草	自4月1日至9月30日	
まつばそう漁業	まつばそう	自3月1日至9月30日	
鹿尾菜漁業	鹿尾菜	自11月1日至翌年4月30日	
ひろめ漁業	ひろめ	自1月1日至9月30日	
搦布漁業	搦布	自1月1日至12月31日	
鮑漁業	鮑	同	
蛸螺漁業	蛸螺	同	
みるくい漁業	みるくい	同	
蛸漁業	蛸	同	
いさぎ寄網漁業	いさぎ	同	以上漁場本村地先
龍蝦刺網漁業	龍蝦	自8月1日至翌年6月30日	
鮫刺網漁業	鮫 鯡 鯨	自2月1日至10月31日	
たかべ敷網漁業	たかべ 鯨 鯨	自6月1日至9月30日	
鯨巻網漁業	鯨	自3月1日至10月31日	
鯨棒受網	鯨 鯨 鯨	4月1日至12月31日	
鯨敷網漁業	鯨	同	以上大島の地先

以上に明治時代における制度上の変せんについて、その概要を述べたが実際の漁業操業面でどうであったろうかということについてみると、往昔大島の最も重要な漁業であった鯨棒受網漁業は創始以来、嘉永～文久～元治時代豊漁に恵まれて明治時代に入ったが、明治初年より一転して大不漁期に遭遇し、漁業者は大打撃をうけた。一方縄船を兼業する漁業者は相当の漁獲をあげ、辛じて収支を償い事業を継続したという。この不漁は3～4年続き再び明治4年頃から盛漁となった。好漁場が形成されれば漁船が集中するのは当然で、明治4年静岡縣（伊東、稲取）、同7年千葉縣（安房村）とそれぞれ入会紛争が起きている。鯨鯨漁業に関する他縣（静岡、神奈川、千葉）から伊豆

七島近海への入会調整は、当時から現在にいたる110余年にわたって続いており今も昔も変りない。水産物調書⁽⁶⁾によれば明治8年鯉鯖1,653千枚、同9年鯖干物1,133千枚、鯉干物1,046千枚、さんま干物342千尾、たかべ干物1,521千枚、鰯37千尾、同11年さんま560千尾、同13年は豊漁で干物1,100千枚、鯖干物3,675千枚、鰯1,065千枚、鯉干物66千枚、むつ61千枚等相当の水揚(加工)実績を収めている。一方、明治10年農商務省技師関根清明氏が大島において捕鯨試験を行ない、同21年日本水産会社設立、同氏と島民が共同して事業に当たったが意外に振わず、同34年岡田村漁民が3頭捕獲したが鯨影も稀となり遂に中止に至った記録がある。

明治年代中期の漁業の状況を伊豆国大島水産事項特別調査⁽⁶⁾(明治20~24年)によって示すと次のようである。

1) 漁船

種別	5間以上	3間以下	平均1隻価格	備考
テントウ型	0	149隻	45円	年2回位修繕を加え、保存期間を8年とする。
縄船	0	3 "	120 "	
押送船	0	14 "	110 "	
小廻船	1	6 "	104円28銭	

2) 漁網

種類	数	平均1帖価	10帖以上所有者	5帖以上所有者	5帖以下所有者	備考
曳網地曳網	4	140円	0	0	4	
敷網棒受網	63	35	0	0	63	
" 四隻張	15	60	0	0	15	
巻網秋刀魚	10	350	0	0	10	
" 鯉	2	300	0	0	2	

(注) 網の最大なものは300間(約500m)もあり、保存期間は5~15年。鯉の延縄漁は熟練を要するので、伊豆や房州から漁夫を雇った。

3) 水産業者戸数1,614戸、従事者数6,541人

従事者数内訳（明治24年）

		14才以下	60才以上
男	3,545人	854人	389人
女	3,396	935	502
計	6,541	1,789	892

	漁業		採藻		製造業	
専業	140戸	624人	0人	0	11戸	51人
兼業	688	2,589	572戸	2,518人	203	759
計	828	3,213	572	2,518	214	810

4) 製造品目 鰹節、鯛、干魚、石花菜

5) 輸出（全部東京向け出荷）

生魚	鮫	73,000尾	1,314円	赤魚	5,000尾	162円
	目鯛	350尾	112円	鮫	40尾	140円
	鮪	60尾	360円			
干魚	鱈	1,582,700枚	5,275円	たかべ	290,700枚	1,062円
	鯛(わか)	4,355枚	3,629円	鰹節	150枚	135円
	鯖	1,054,200枚	1,581円			
塩魚	鯖	62,500本	937円	文鱈魚	24,000本	480円
	秋力魚	2,934,100本	10,762円	(とびうお)		
海藻	海苔	134,250枚	537円	鹿角菜	1,866枚	275円
	石花菜	6,003枚	4,281円			

6) 漁業と労賃関係

漁業	専業	140戸	漁船漁具主61戸	徒労者	79戸
	兼業	688	" 87	"	601
採藻	専業	0	0		0
	兼業	572	船具主(磯採業)		572戸

7) 従業と所得の平均

村名	戸	口	収獲高	1戸	1人
			円 銭	円 銭	円 銭
新島村	265	994	4,324 ⁰⁰	1635	330
岡田村	130	489	2,455 ⁴⁴	1889	502
泉津村	107	439	551 ⁵⁰	126	126
野増村	311	1,256	825 ²⁰	258	66
差木地村	336	1,471	3,834 ²⁴	1140	261
波浮港村	246	1,054	6,737 ²⁰	2680	623

8) 水産物買売の習慣及び実況

(1) 漁獲物は浜において競売とし、価格は入札制による。種別により樽料り（深さ1尺1寸、径8寸5分の桶をもって小細魚類の枡を使用する）あるいは貫、匁又は数読み等にて仲買人に浜渡を例とする。

(2) 仲買人は全部製造加工を兼ねており、種別により生鮮魚は直ちに押送船にて東京に出荷し加工品は製成のうえ東京に輸送する。荷造り方法は籃立て、樽詰、菰包等にて東京の魚商店に送る。この際送状をつけ、廻船船頭は荷主代理となり価格の良否を懸引きする。場合によっては荷主自ら売買することもある。魚商店への手数料は売上げ高の20分の1（5分）、銭買相場の品は銭切れ売上高の50分の1（2分）を荷主より支払い、仕切金は直ちに受取った。

(3) 水産業公費負担総額

漁船税45円60銭、村費13円75銭計59円34銭、1戸3銭6厘07、1人9厘08。

(4) 漁業組合

差木地に採藻組合があるが、本組合は藻類の繁殖保護及び製品の改良、向上を目的としている。

(5) 賃金（代割り）

網漁は船主及び漁具主は漁獲物の10分の5～6、漁夫は10分の4～5、釣漁は船主10分の2～3、漁夫は釣具を負担し10分の7～8である。

(6) 漁夫の雇傭

漁網は各村漁業者の数に応ずる網名を付け、其の組に入った漁夫は定乗組員として、みだりに乗替えはしない。平常漁夫の欠員を生じることは稀であるが、大漁時の場合は一般島民の応援を得て操業した。

(7) 地曳網は多数の人員を要するが、漁夫6人で魚群を旋し、貝を吹き鳴らすときは居村の老幼とわず浜に集まり岡引きにあたる。その報酬は小魚や刺さり魚等を方言「煮物」と称し分與す

る慣わして、労働報酬をうけるものは常用漁夫6名である。

(8) 鰯網

本漁は漁船1隻に3名乗組み、各自漁網を所有し、船主は網7帖、漁夫2人各4帖づつを使用し、船主と共に操業するもので、各自所有網にかかったものを所得とし、別に漁夫には給金を支給しない。

(9) 干魚1籠(200枚入)の製造

眞塩製 原料ムロアジ、タカベ220尾、代金50銭、塩2升5合、同5銭、製造売値72銭、1籠17銭の利益

水塩製 原料ムロアジ450尾、代金80銭、塩代5銭、製造売値1円、1籠15銭の利益
製造手間賃や塩1升の代金は当時2銭であった。

このように明治中葉の頃までは漁業がなお相当盛んであったことが窺われる。

7. 大正～昭和時代(1912～1980)

明治43年11月勅令第429号で漁業組合令が公布され、これにもとづいて漁業組合聯合会を設立すれば、諸事適法に決裁し得ることから、今後漁業の発展上必要があるので、明治44年12月7日大島々司小池友徳氏は聯合会設立の諮問会を開き設立を勧誘したところ、関係者の合意が得られ大島漁業組合聯合会が設立された。その内容を資料編7に掲げたので参照されたい。

大島漁業組合聯合会の大正元年～昭和13年までの「資産及び会計」によると、鯨棒受網漁業は大正10年度から島外漁船の入漁(8月～11月、巨岸909m)を認め、入漁料を徴収した。すなわち島内の漁業組合から昭和5年300円、昭和6年420円、昭和7年500円、昭和8年100円、昭和9年605円、昭和10年1,520円、昭和11年1,249円、昭和12年50円、昭和13年1,445円33銭を、また、島外漁船から大正10年6,750円、昭和5年7,650円、昭和8年1,600円、となっている。一方では、各単組から賦課金、水産奨励補助金、救恤事業資金から収入を得て会の運営費に充足している。支出面では事務所費、事業費、補助費、雑費を計上し前述のような組織、機構でいろいろな漁業振興策を構じてきたが、大正初期から海況の変動によるものか回游魚の来游も少なく、磯魚類の漁獲も不振で、その年により豊凶に若干の差異があるだけでおおむね不振であった。漁具、漁法においても旧態依然としており、大正3年鰯網を設置したが台風によって失敗した。また同年における波浮港地区の漁具数量や、大正5年全島の漁獲高をみても不漁であったことが窺われる。次に大島における伊勢海老刺網漁業は、古くから行われ相当の漁獲があったが、昭和年代に入り減少の傾向にあることから、繁殖保護をはかる見地から昭和6年各組合に1ヶ所づつ禁漁区を設定して各組合が管理した。昭和9年度より東京府、同水産試験場、大島水産会の共同後援により禁漁区に仔エビ約100貫を放流し、同11年解禁したところ好成果を収めた。昭和11年3月7日の通常総会において禁漁区の解禁は昭和11年9月1日以降は各組合地先に入会い操業を行っていたが、話し合いの結果昭和11年9月1日～昭和12年3月31日

までは、各漁業組合員はその所属組合の地先に限り操業し、昭和12年4月1日より入会操業することになり、従来から入会操業が状況により制限されたこともあった。

イセエビ禁漁区の設定状況

年次 組合	第1回 自昭和6年 至昭和11年	第2回 自昭和11年 至昭和14年	第3回 自昭和14年 至
元町漁業組合	前浜～アカムクイヤセ	前浜棧橋南側～クタ磯	丹の下突堤～アカモク
岡田 "	ジナトコロ～オタイネ	與太郎根西端～苗ノ根東端	苗ノ根東端～カマジツト 東側角
泉津 "	ヨゴラノ下～ノブ浜尻ノ根	ヨゴラノ下ノ鼻～大津代鼻	サジヤノ鼻～松崎ノ鼻
野増 "	神ノ根～ゴゴウ	王ノ浜ハズ～チョウマガイ	黒石～水尻
差木地 "	塩汲場ノ大根～神ノ根	イタワタシノ根西端～ ウキ島東端	ヂナイ池ノ鼻～アカゲ 石ノ鼻
波浮港 "	エボシ根～ゼンダナ	オーヤノクボノ鼻南東端 ～チョウダイの北側1番 目暗礁	作五郎ダイシ～ 三宅根北端

いずれにしても大正初期は漁業不振で、従って島民はいつとはなしに農、林、畜産業に転向し、特に乳牛を始めとして、甘藷、陸稻等の改良増産に力を注ぐようになった。一方、元村では大正末期から昭和初期にかけて観光政策に踏み切った時代といえよう。しかし、昭和8年前後は三原山の噴火で毎夜島は真紅に映えたこともあって、俄然むろあじの大群が押し寄せ、内地船を交え400～500隻の棒受網漁船が出漁し大漁が続き盛況を極めた。現在でも土地の古老は「三原山が噴火するとさば、むろあじが豊漁」ということゝよく一致している。事実、昭和25年の噴火時においても豊漁があった。これは趨光性による魚群の集合が一因ではないかともいわれている。

昭和15年9月戦時統制経済のもとに生鮮魚貝類の公定価格が決定され、魚価の統制をみたが、その後配給関係が不円滑であったことから、その対策として農林省は魚介配給統制規則を制定、昭和16年4月公布即日施行した。その目的は鮮魚介の出荷配給統制である。規則の要点は

1. 農林大臣は主要陸揚地を指定し、陸揚地毎に出荷統制組合を組織して計画的配給を実施する。また、主要消費地域に直接鮮魚貝を搬入するものについても団体を組織した。更に卸より小売、消費者への配布についても逐次計画化を図るものとした。
2. 大臣指定の主要消費地域では、鮮魚介の取引を一定の卸売市場に総合し、売買取引業者に配給統制協会を組織して、計画的配給を実施するとともに、消費地域内の小売商、料理屋、飲食店等の直接産地買付を禁止した。
3. 大臣指定の一定種類の鮮魚介の内地外への搬出は原則として大臣許可制とした。次いで、昭和18年3月10日法第47号をもって水産業団体法の公布をみた。これによって水産関係諸団体は、その自主的性格を一切払拭されて整理統合のうえ国策協力機関化したのである。これ

によって水産業団体は水産会及び漁業組合系統ならびに特定の漁業あるいは水産物製造業に関する各種団体があり、それぞれ独自の目的で生れ各分野で水産業の改良発展に努力してきたが、反団体分立は競争的傾向に陥りやすく、資材の有効適切な利用及び増産の上から支障が起りやすいことから、これを一元的に統合して系統組織を整備するため、その概要は次のとおりである。

1) 水産業団体の種類

(1) 中央水産業会 (2) 道府縣水産業会 (3) 漁業会

2) 漁業会の種類

(1) 沿岸漁業会（既設漁業会） (2) 特別漁業会（新設）

3) 漁業会の区域

沿岸漁業会は市町村、特別漁業会は道府縣あるいは全国の地区とする。

4) 漁業会の事業

指導及び統制事業を行なうもので、出資漁業会は会員の生産物の加工、販売、購買、資金の貸付、貯金の受入等の事業を行なう。

行政官庁は会員に対し、統制施設に従うことを命じ、また必要であるときは、会員以外の者に対しても、その統制に従うことを命ず。また会員以外の者にも施設を利用させることができる。

5) 漁業会の責任

有限責任一本建とした。団体の信用は構成員の責任負担の程度よりも、団体自体の経済力または理事者の信用にかゝり、事務の簡素化のうえからも一本建の方が適当であるためである。

6) 漁業会の機関

役員は会長、理事、監事とする。会長は総会で推選した者を市町村長の意見を聞いて地方長官が任命する。理事は総会において推選した者を会長が選任する。監事は総会において選任する。役員を選任は団体員の自主権を主眼として行政官庁の関與を加え、その適正を期している。

7) 議決機関

総会、総代会をおく、総代会は2、3の重要事項を除き決議する。

8) 経理

指導事業は分賦金、経済事業は出資金をあてる。出資漁業会の会員は出資一口をもつ、特別の事情ある者は免除することもある。

「続波浮港村誌」⁽⁵⁾によると、波浮港村では水産業団体法にもとづいて、昭和19年8月23日、7名の設立委員により同年9月28日設立総会を行ない同10月25日認可され、同11月13日

登記を完了している。島内の他5組合もほぼ同じ経過をたどったものであろうと推測される。当時、大島における漁業権は「専用漁業権」と「特別漁業権」を各漁業組合が保有し、その内容を資料編9に掲げたので参照されたい。

1. 専用漁業権

専用漁業権は、いわば水面の入会権で地先の漁民を原則として村ごとに漁業会（組合）を組織させ、漁業会の出願により地先海面に立入って特定の水産動植物を採捕することを目的とする排他的権利を興えたものである。漁業会は法人であって、旧来の村落に代るべきものとされ、組合員は組合の取得した漁業権の範囲内において、漁業を行なうことができたわけである。専用漁業権は、このように村ごとにその地先海面を特定し、漁民をしてその海面において、特定の漁業を排他的、独占的に行なわれたものであったから、他村の漁民がこれに參與するには入漁権が必要であった。入漁権者は必ずしも漁業会だけではなく、個人でも取得できたとともに、契約もしくは慣行の証明が可能なら、特に行政官庁の免許をうけることを要しないことになっていた。専用漁業権は大部分が旧来の「生活協同体としての村」のもっていた漁場利用関係をそのまま固定させたものである。したがってその権利自体の漁業会は自ら漁業をなすことができず、もっぱら会員のため、名目的な権利主体であった。

2. 特別漁業権

特別漁業権は定置、区割以外の漁業で主務大臣が特に免許を要するものとした漁業を内容とする漁業権であり、この種の漁業として指定されたものは鯨漁業、地曳網漁業、船曳網漁業等である。この頃(昭和19年)波浮港漁業会における漁業権の行使及び操業方法は次のとおりである。

1) 行使方法

(1) 専用漁業権

- イ. 石花菜漁業、鹿角菜漁業、鶏冠草漁業、松葉菜漁業、銀葉菜漁業は会員の入札により借受人を定め貸付けるものとする。
- ロ. みるくい漁業、鮑漁業、蛸漁業、栄螺漁業、鹿角菜漁業、海羅漁業、ひろめ漁業、海苔漁業、いさぎ寄網漁業、さんま旋網漁業、たこ釣漁業、うつぼ釜漁業は会員各自または共同してこれを為すものとする。
- ハ. 龍蝦刺網、たかべ敷網漁業、むろ敷網漁業、鯨刺網漁業、むろ棒受網漁業、鯉巻網漁業は本島各漁業会員各自又は共同してこれを為すものとする。
- ニ. 前項第1号及び第2号に掲げたる漁業にして会員中希望なきときは、総会の決議を経て会員に非らざる者より借受人を定め之を貸付することを得。

(2) 特別漁業権

第1種鯨漁業、第4種船曳網漁業は本島各漁業会員各自又は共同して之を為すものとする。漁業権に属する操業方法は次のとおりである。

- イ. 石花菜、鹿角菜、鶏冠草、松葉菜、銀葉菜漁業者は觸出の後でなければ、その漁業を為す能わざるものとする。
- ロ. 栄螺、鮑、鹿角菜、海羅、ひろめ、さんま旋網、たこ釣、うつぼ釜漁業は会員随意漁業を為すものとする。
- ハ. みらくい、蜆漁業は漁業料納付後にあらざれば、その漁業をなす能わざるものとする。
- ニ. たかべ敷網及びいさぎ寄網漁業は使用漁具の数に応じ、抽せんにより漁場の順位を定め漁業を為すものとする。
- ホ. 船曳網、鯨漁業はその漁場使用者の数に応じ抽せんにより順位漁業をなすものとする。
- ヘ. 龍蝦刺網、鮫刺網、むろ棒受網及び鯉巻網の漁業は本島各村地先の沿海において、随意漁業をなすものとする。

このような制度が昭和20年の終戦まで続いたが、戦後は経済民主政策に主導されながら、昭和23年12月15日水産業協同組合法が公布（法第242号）され、翌24年2月15日から施行された。水産業団体に関する法律は、いくたびか変遷を重ねているが、大別すると3つの時期に分けられる。すなわち(1) 旧漁業法及び改正法の時代で、その頃は漁業権の保有、調整機能を主目的としたが、昭和8年の改正で経済事情も加わり、漸次経済団体としての機能も充実した。(2) 水産業団体会法（昭和18年法第47号）の時代は、諸団体は自主的性格を一切払拭され、すべて整理統合されて統制機能を付與され国策協力機関化した。(3) 現在の水協法時代は組合の民主化、自主的団体であり組合事業の中で経済事業が大きな比重を占めるようになった。その後毎年小改正が行われ今日に至った。一方、水協法の改正と併行して、昭和24年12月現行漁業法が成立公布された。これは旧法による制度を抜本的に改め漁業の民主化を図ろうとしたもので、旧漁業権を2年以内に消滅させて計画的に新漁業権を免許しようとするものであった。現行漁業法は

- (1) 従来の特例及び専用漁業権を廃止し、そのうち浮魚を漁業権から外して許可漁業とし、その他は共同漁業権に編成替えをした。また、小型定置も定置漁業権から外し共同漁業権とした。
- (2) 漁業権の性格としては、これを物権としつゝも適格性の優先順位によって免許する建前をとることから、私権としての性質は著しく制限された。すなわち漁業権の貸付は一切禁止されまた譲渡、担保等も制限されている。
- (3) 漁業権の存続期間は従来20年のものが共同漁業権は10年間とした。
- (4) 海区漁業調整委員会制度が設けられ、諮問及び決定機関の両面をもっており、漁業権、漁業許可等の免許可処分にあたって聴問に応え、または入漁権や漁業のための土地等の使用権設定のため、他人の土地等の使用権の設定裁定等の権限を有している。

終戦後、民主化の波は漁業制度機構に浸透し、大島における漁業権についても例外ではなかった。昭和25年新漁業法が施行され、沿岸漁場の全面的整理が行なわれた。これは2年以内に漁業権が切替えられることになっていたもので、数回にわたり種々検討協議され、漁場計画を樹立して昭和26

年9月1日付で共同漁業権（第1種8、第2種8、第3種1）として免許された。そこで旧漁業権が消滅するに当たって、昭和26年11月以降政府より補償金が漁業証券として11,159千円が交付された。免許の存続期間が10年で昭和36年8月30日までであったが、諸般の情勢から暫定措置法により期限が2ケ年延長された。第2回の免許は昭和38年9月1日から昭和48年8月31日までとして更新された。内容は第1回と同様である第3回の免許更新については昭和48年9月1日から昭和58年8月31日までであるが、当時大島の6つの漁業協同組合の合併問題から、この阻害要因の一つと考えられる漁業権の行使上の利害を考慮し、また漁場の有効利用による漁獲量の増大ということから、いままでの単独免許から大島周辺一円で漁業が営まれるよう全島一本化の共有という形で免許された。すなわち共同漁業権1号（第1種いせえび、とこぶし、てんぐさ漁業外9）と第2号（第2種たかべ刺網漁業外2）に集約され現在に至っている。

戦後から現在まで大島における漁業は30有余年の間にどのような経過をたどったかを知るため、とりあえず生産手段の一つである漁船と、操業により得られた漁獲量の推移をみると次のようである。

(1) 漁船

昭和26年から同55年までの30年間（27～29年欠）漁船の動向は表1、図1のとおりで、まず隻数は昭和26～40年は80～90隻台でほぼ横ばいの状態であったが、昭和41年以降は急増し、昭和55年には252隻に達し、昭和30年の約3倍になっている。これは昭和41年度から実施された「沿岸漁業構造改善事業」の「近代化資金制度」が確立されたことが大きな要因で、特に1屯未満の船外機船の増加が目立っている。次に屯数は昭和30～36年は650～700屯台であったが、昭和37～41年には850～900屯台に急増している。これは主として5屯以上が増屯したためである。また、昭和42～48年は減屯していることは5屯以上が少くなり、船外機船の増加によるものである。昭和49年以降は増屯の傾向にある。馬力数はおむね屯数と同じ傾向を示しており、特に昭和48年以降の高馬力化が注目される。

(2) 漁獲量

昭和24年から同55年までの32年間の年次別、種別の漁獲量は表2、図2のとおりで、総漁獲量（魚、貝、藻、その他水産動物）は、昭和25年2,995屯の水揚げがあったが、その後は漸次減少の傾向をたどり、20年後の昭和45年には $\frac{1}{5}$ の僅か582屯にすぎなかったが昭和46年以降は回復して急上昇し、昭和51年には2,000屯台、昭和53～54年には5,000屯台に達した。年によって異いはあるが、おむね総漁獲量の70～80%は魚類によって占められていることから、魚類の漁獲量が総漁獲量を大きく支配していることになる。魚類のうちで最も多いのはサバで次がムロアジである。従ってサバとムロアジの漁獲量が総漁獲量を支配する重要魚種といえる。

昭和21年から同55年までの35ケ年間、重要魚種であるサバ、ムロアジ、タカベ（昭和24

～同55年)の漁獲量は表2のとおりで、サバは昭和25、26、31、35、40、46、49～55年が、またムロアジは昭和25、27、31、52年がそれぞれ好漁年となっている。タカベは昭和24、25、39～41、47年が100トン以上の好漁年であるが、年産は40～80トン程度で大きな変動はない。以上および統計資料から近年における大島の漁業実態についてまとめると次のようである。

- イ. 5トン以上の漁船は減少し、逆に5トン未満は増加一途をたどり、特に昭和41年以降は船外機船の増加が著しい。
- ロ. 昭和49年以降は5トン未満船の高馬力化がみられる。
- ハ. 全体の漁獲量は昭和25～同45年までは減少の傾向を示したが、昭和46年以降は上昇傾向にある。これは主としてサバ(タモすくい)とムロアジ(棒受網)の漁獲によるものである。
- ニ. 漁獲量は魚類が主体で、特にサバとムロアジの豊凶によって支配されている。
- ホ. 昭和41～45年漁獲量が少ないのは、サバとムロアジが不漁で、一方では採貝や遊漁船への指向も一因と考えられる。
- ヘ. 貝類は相当の水揚げがあるとみられるが、直売りが多いことから実数の把握はむづかしい。
- ト. 藻類は昭和24～同40年は年産300～600トンの実績を収めたが、昭和41年以降は100～200トンの水揚げで横ばいの状態である。これは労働対価としては安価のため採取しない結果と思われる。

表1 年次別屯数別漁船数(大島) ; 「東京都の水産」(7)より

種別 年次	TK2(5屯以上)			TK3(5屯未満)			計			無動力船	
	隻数	屯数	馬力数	隻数	屯数	馬力数	隻数	屯数	馬力数	隻数	屯数
昭和26年	32	697.80	2,066	49	90.89	451	81	788.68	2,517	52	41.74
27	-	-	-	-	-	-	80	739.14	2,170	49	41.85
28	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
29	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
30	20	543.39	1,585	63	112.51	571	83	655.90	2,161	-	-
31	21	588.66	1,680	66	121.93	621	87	710.59	2,301	41	38.00
32	19	525.08	1,485	65	123.42	624	84	648.50	2,109	41	38.17
33	18	599.96	1,695	61	115.21	597	79	715.17	2,292	30	30.74
34	15	574.15	1,620	68	118.40	627	83	692.19	2,247	29	28.54
35	13	554.66	1,610	80	140.33	745	93	694.99	2,355	27	26.21
36	13	560.35	1,720	75	131.14	741	88	691.49	2,462	27	27.99
37	14	725.02	2,310	77	135.43	798	91	860.45	3,108	26	26.64
38	14	725.02	2,410	76	134.30	886	90	859.32	3,296	28	28.19
39	15	761.56	2,580	73	134.20	941	88	895.76	3,521	27	26.82
40	13	696.86	2,410	78	140.65	1,106	91	887.51	3,576	27	25.84
41	14	766.46	2,580	106	162.27	1,423	120	928.73	4,003	24	21.60
42	14	704.53	2,500	130	182.71	1,674	144	887.24	4,174	21	16.63
43	13	648.25	2,300	141	188.67	1,848	154	836.92	4,148	7	8.06
44	8	401.90	1,570	149	193.37	1,840	157	595.27	3,410	6	5.92
45	11	412.64	1,830	147	177.59	1,738	158	590.23	3,568	6	6.22
46	10	328.51	1,320	146	188.28	1,717	156	516.78	3,037	5	4.78
47	10	260.40	1,070	141	195.06	1,915	151	455.36	2,985	1	2.29
48	8	213.65	1,000	153	214.45	2,098	161	428.10	3,098	1	2.29
49	7	173.77	770	184	264.65	2,617	191	438.42	3,387	1	2.29
50	6	168.66	680	204	301.93	2,938	210	470.59	3,618	1	2.29
51	5	150.44	580	212	322.04	3,140	217	472.48	3,720	2	2.94
52	5	199.91	910	234	342.86	3,527	239	542.77	4,437	4	4.08
53	7	316.83	1,600	240	360.58	3,783	247	677.41	5,383	1	2.29
54	5	199.54	1,050	238	382.96	4,114	243	582.50	5,164	1	2.29
55	7	318.62	1,670	245	418.07	4,527	252	736.69	6,197	1	2.29

表2 年次別漁獲量(大島) ; 「東京都の水産」より 単位 kg

種別 年次	魚 類	貝 類	その他水産動物	藻 類	合 計	さ ば	むろあじ	た か べ
昭和21年	-	-	-	-	-	204,758	3,833	-
22	-	-	-	-	-	80,134	40,399	-
23	-	-	-	-	-	339,045	25,811	-
24	1,515,743	84,604	40,035	387,353	2,140,234	804,529	495,229	111,615
25	2,625,799	8,318	98,096	262,489	2,994,701	1,242,604	980,648	170,576
26	1,863,185	13,403	42,330	449,738	2,368,639	1,352,948	99,979	84,188
27	1,558,181	146,529	22,316	664,515	2,391,641	147,229	1,078,523	33,390
28	916,151	236,100	63,563	383,066	1,598,880	458,310	166,665	82,395
29	401,415	55,871	26,449	588,053	1,071,964	615,64	8,340	95,614
30	531,964	13,005	30,716	425,651	1,001,336	68,644	61,496	98,809
31	1,438,436	14,820	11,663	432,776	1,897,695	378,889	760,916	39,060
32	707,861	6,598	21,791	331,249	1,085,644	254,993	167,449	53,528
33	673,486	23,386	35,486	493,097	1,225,455	273,899	115,181	54,475
34	474,139	18,264	11,038	571,257	1,074,698	240,957	45,776	39,830
35	937,455	16,153	20,413	585,592	1,560,613	401,423	170,980	50,230
36	789,449	10,841	20,523	608,490	1,430,499	206,900	231,905	37,225
37	659,390	3,871	48,949	297,066	1,009,412	194,293	43,853	80,737
38	697,455	10,457	50,057	511,920	1,270,187	220,868	140,866	55,133
39	780,903	14,342	22,391	455,990	1,274,460	227,573	94,107	220,121
40	895,779	6,959	70,975	562,128	1,535,861	580,288	75,464	102,185
41	457,492	13,339	128,486	199,077	798,394	131,755	62,378	110,813
42	477,041	13,994	95,429	213,004	799,468	157,288	58,153	82,499
43	438,655	22,979	151,479	149,661	762,774	161,036	40,946	46,855
44	431,880	50,456	28,659	146,517	582,349	158,092	15,672	83,586
45	344,202	41,684	53,280	143,183	582,349	112,322	16,764	64,818
46	1,067,660	26,639	64,631	111,067	1,273,997	731,638	176,434	43,218
47	869,586	18,158	16,080	188,527	1,097,351	536,670	154,056	106,403
48	870,288	15,370	65,121	165,566	1,116,346	427,291	167,934	49,076
49	1,518,870	3,571	11,761	101,363	1,635,565	1,067,028	218,550	95,237
50	1,114,815	116,919	11,238	98,392	1,341,364	761,255	153,285	37,462
51	1,846,657	73,888	13,793	152,530	2,086,868	1,518,351	100,906	83,329
52	2,333,375	50,881	19,083	171,681	2,733,778	1,902,439	402,039	66,394
53	4,883,296	49,849	18,496	145,607	5,097,248	4,502,315	233,360	411,30
54	5,460,274	50,960	19,216	209,222	5,739,672	5,196,708	146,267	31,152
55	4,193,756	65,987	53,320	224,713	4,537,776	3,660,600	278,342	31,252

図1 動力漁船の経年変化

- 総動力漁船
- 5トン未満漁船

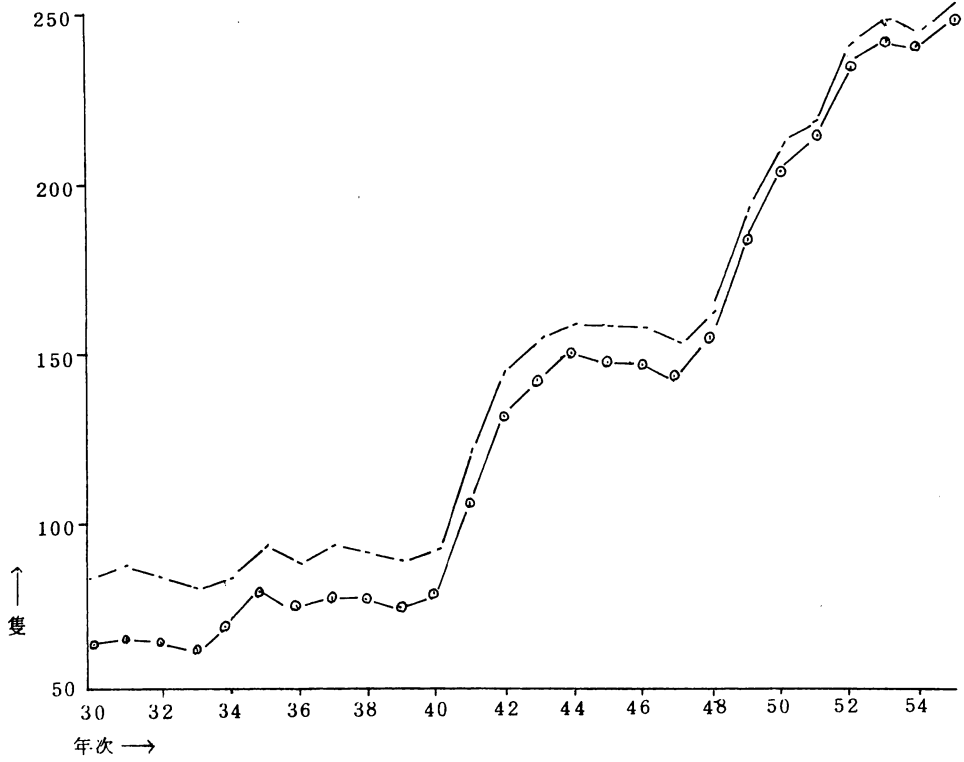
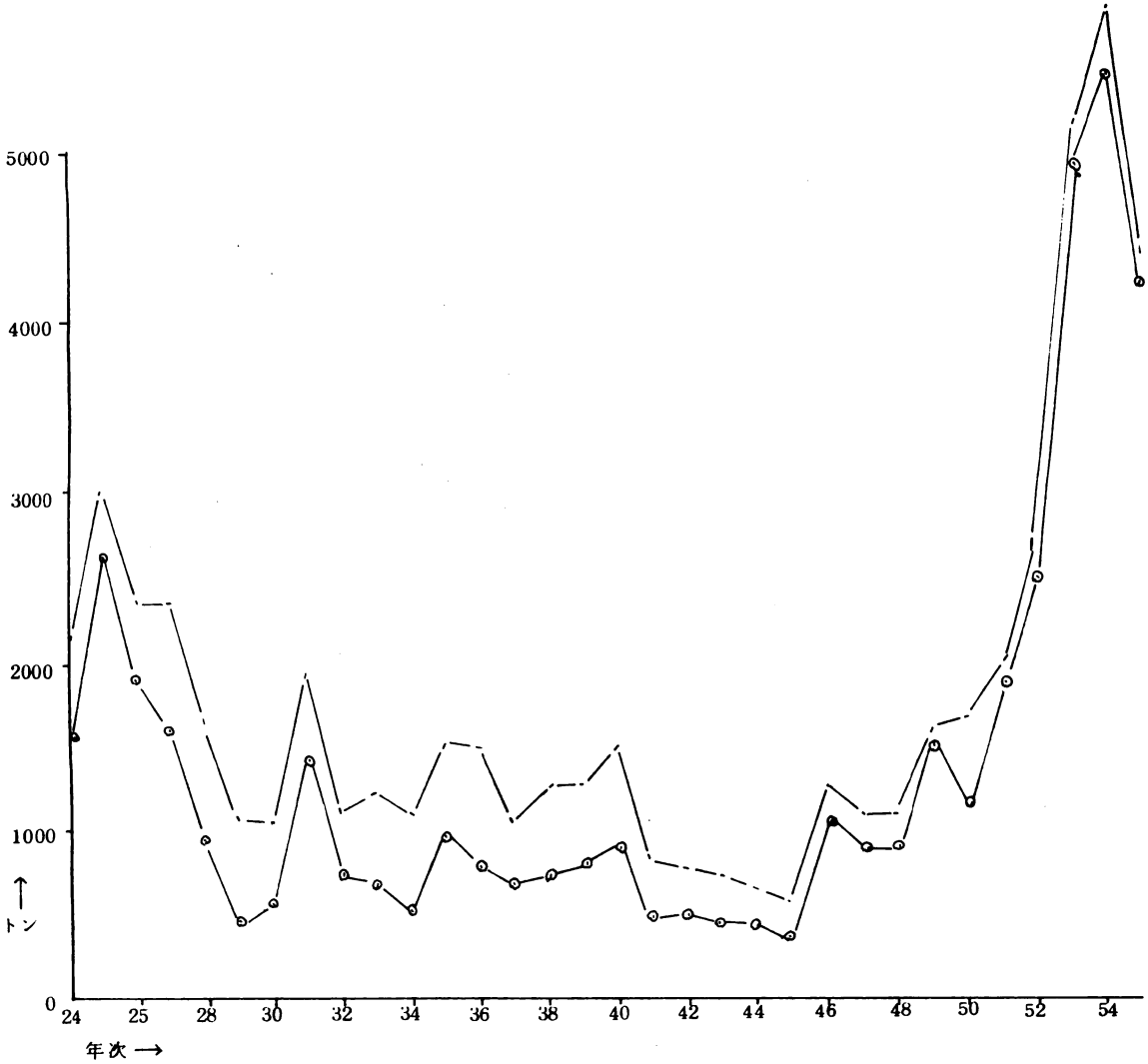


図2 漁獲量の経年変化

●— 総漁獲量
○— 魚類漁獲量



あ と が き

以上、各項にわたって大島における古代から現在にいたる漁業制度やその形態が、時代の移り変りとともに、どのような経過をたどったかを、歴史的な事実に基づいて述べた。

徳川封建制下においては、慣行的制度のもとで領有する漁場を、原則として地先水面は漁村部落にまかせたが、行使制約などに起因する経済的混乱により漁民の窮迫は次第にその度を増し、漁場秩序の侵犯となって現われ、漁場紛争と制度の打破攻勢が激化した。すなわち「藤内」「長四郎」「岡田、野増両村の紛争」からも伺えよう。明治に入り近代資本主義への急激なスタートにより、政府によって制度改革が行なわれたが、これは、もっぱら上よりの一方的な通告であったことから紛争、混乱を招き従来の旧慣による権利の再確認によって、事態收拾を余儀なくされたわけである。明治末期、旧漁業法が全面改正され共同施設の設置、連合会組織の結成、漁業権の特権付与などが行なわれたが、その後昭和12年日中戦争、同16年太平洋戦争への突入、同20年敗戦等幾多の社会的大変革の後、漁業制度も大きく変ることになった。即ち昭和23年水産業協同組合法、同24年新漁業法の制定などであるが、大島の漁業についても制度的にも構造的にも受けた影響は大きく、精いっぱい生きてきたという感さもある。今後における大島の漁業振興は、最近における200カイル時代の到来とともに島民経済発展のうえからも重要課題となっており、沿構、沿整事業や栽培漁業を推進するなどの措置は高く評価できる。しかし、島という特殊環境（地理的、社会的、経済的）にあるため、漁業の振興を制約する条件が多く、開発には幾多の困難を伴う面が多く、漁業者はいろいろな悪条件を克服して漁業に従事しているが、経営規模の零細性もあり実態はきびしいと言わざるを得ない。

漁業の現状をみると、漁船操業で水揚量の70～80%を占める重要な対象魚である「島まわり」のマサバは漁獲量の急減、単位漁獲量及び産卵量の低下から、資源量は著しく減少したものと判断され（底魚類においても同じことが言えるのではないか）、今後の本漁業に暗い影をおとしていることは大きな問題である。また、栽培漁業においても基礎的な種苗生産技術は一応水準に達してはいるものの、(1)栽培対象魚具類の拡大 (2)種苗量産水準の引上げ (3)放流事業の拡大という事態に直面しており、最近では遊漁人口の増加が目立ち、これに比例して遊漁船も増加し、それに遊漁船の高性能化に両者の漁場利用をどう調整するかが大きな課題であり、また、密漁の問題も沿岸漁業者にとって早急に解決を要する問題となっている。

以上のように多くの問題点はあるものの大島の漁業発展を期するためには、はしがきにも一部のべたように離島という社会的に特異な条件の中に黒潮域に位置するという漁業上の優位条件を如何に有利にとり込むかが必須要件で、その成否で帰すうが決まるといって差支えないと考える。敢て漁業史料をとりまとめたのは以上の考え方のうえに立って、離島における漁業発展のひとつの鍵を若干の経済的問題を含めた社会民族史的背景の中に求めようとしたからに他ならない。

引用ならびに参考文献

- | | |
|----------------------------------|-----------------------|
| (1) 差木地漁業組合沿革史案 前編 | 贈写 |
| (2) 波浮港重要漁業誌 | 松本国次郎 (1910) |
| (3) 差木地村の概要 | 差木地村役場 (1929) |
| (4) 大島漁業組合連合会誌 | 大島漁業組合連合会 (1940) |
| (5) 続波浮港村誌 | 波浮港村役場 (1951) |
| (6) 伊豆大島志考 | 立木猛治 (1961) |
| (7) 伊豆大島志考年代表 | 藤井正二 (1972) |
| (8) 伊豆大島要覧 | 月出くの子 (1914) |
| (9) 木造構造学の基礎知識 | 高山襄平 (1943) |
| (10) 伊豆諸島巡見記録集 | 金山正好 (1976) |
| (11) 伊豆海島風土記 | 小林秀雄 (1974) |
| (12) 「くさやの干物」について | 東京都大島支庁 (1969) |
| (13) 伊豆諸島の塩と生活 | 坂口一雄 (1977) |
| (14) 古語辞典 | 中田祝夫 (1964) |
| (15) 海岸地名調査報告 | 東京都大島支庁 (1969) |
| (16) 漁業法の詳解 | 金田禎之 (1976) |
| (17) 東京都の水産 | 東京都(水産課) (1949~'81) |
| (18) 管内概要 | 東京都大島支庁 (1966~'80) |
| (19) 東京都水産試験場50年史 | 東京都水産試験場 (1978) |
| (20) 農林漁業の概要 | 東京都(農林水産部) (1982) |
| (21) 今後における地域農林漁業の
あり方と対策について | 東京都農林漁業振興対策審議会 (1981) |
| (22) 東京府水産要覧 | 東京府水産試験場 (1928) |
| (23) 漁具図集 | 東京府水産会 (1941) |
| (24) 伊豆國大島差木地村一件の話 | 二木順 (1982) |
| (25) 漁業制度改革に関する資料 | 東京都経済局農務課水産係 (1950) |

昭和59年3月発行

登録番号 8

伊豆大島漁業資料

編集・発行 東京都水産試験場技術管理部
〒125 東京都葛飾区水元公園1-1
電話 03-600-2873

印刷会社名 原口印刷株式会社
〒101 東京都千代田区猿楽町1-5-19
電話 03-291-8819